

茨城県公共工事の発注見通しの公表に関する実施要領

1 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条に基づき、毎年度の発注見通しの公表に関し、必要な事項を定め適正に実施することを目的とする。

2 公表の対象とする工事

公表対象は、予定金額が250万円を超える工事とする。

ただし、公共の安全と秩序の維持のため、秘密にする必要があるものを除く。

3 公表の内容

工事の名称

工事場所

工事の期間

工事種別

工事概要

入札時期(随意契約の場合は契約時期)

入札又は契約の方法

4 公表の方法

公表は、各発注機関（各課及び各出先機関）及び公共事業情報センター（各課及び各出先機関分）において、閲覧の方法により実施する。

5 公表の時期

公表は、4月、7月及び10月の原則3回とし、その時点における最新の発注見通しとする。

ただし、特に必要がある場合は、随時公表できるものとする。

6 公表の期間

当該年度の3月31日までとする。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

